



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(28)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程..... 1
 山形県企業局公印規程の一部を改正する規程..... 2

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第12号

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局文書管理規程(平成10年3月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号及び第7条(見出しを含む。)中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第10条(見出しを含む。)第11条、第13条及び第16条中「総務課」を「総務企画課」に改める。

第20条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第27条第1号中「総務課」を「総務企画課」に改める。

第29条第1項第4号、第29条の2及び第30条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第33条第1項中「総務課長」を「総務企画課長」に改め、同項第4号口中「総務課」を「総務企画課」に改める。

第34条及び第35条中「総務課」を「総務企画課」に改める。

第36条及び第38条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第39条第2項中「総務課に」を「総務企画課に」に、「総務課長」を「総務企画課長」に改め、同条第3項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

別表1 本局の項の表を次のように改める。

課	名 記	号
総 務 企 画 課	企 業 総 企	企
電 気 課	企 業 電	電
水 道 課	企 業 水	水

別表2 事業所の項の表を次のように改める。

事業所名	記号
山形県企業局南部発電管理事務所	企南発
山形県企業局南部地区発電建設事務所	企南建
山形県企業局北部発電管理事務所	企北発
山形県企業局村山地区水道事務所	企村水

事業所名	記号
山形県企業局最上地区水道事務所	企最水
山形県企業局置賜地区水道事務所	企置水
山形県企業局庄内地区水道事務所 (庄内地区水道事務所平田支所を除く。)	企庄水
山形県企業局庄内地区水道事務所平田支所	企庄水平

別記様式第1号中「山形県企業局総務課」を「山形県企業局総務企画課」に改める。

別記様式第8号及び別記様式第9号中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第13号

山形県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局公印規程の一部を改正する規程

山形県企業局公印規程(昭和40年6月県企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第8条第1項中「公印印刷承認申請書」を「公印印影印刷承認申請書」に、「総務課長に經由して企業管理者」を「総務企画課長」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該承認に係る印影の印刷が反復継続して印影の印刷を行うものであるときは、総務企画課長は、当該印影の印刷を公印印影印刷登録簿に登録するものとする。

第8条第2項中「とつ版(い型を作成した場合は、その型を含む。以下同じ。)を総務課長」を「原版を管理者」に改め、同条第3項中「総務課長」を「管理者」に、「とつ版」を「原版」に改め、同条第4項中「保管し、公印印刷物受払台帳(別記様式第4号)により、常にその受払及び使用の状況を明らかにしておかなければ」を「保管するとともに、公印印刷物を不正に使用されることがないように適正な管理を行わなければ」に改め、同条第5項中「これを総務課長に引き継がなければ」を「焼却し、又は裁断のうえ破棄しなければ」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 電子計算機に記録した公印の印影の印刷に係る第1項の承認を受けた者は、関係職員以外は当該電子計算機を操作できないようにする措置を講ずる等、当該印影を不正に使用されることがないように適正な管理を行わなければならない。

第8条に次の2項を加える。

7 第1項後段の登録に係る印影の印刷の承認を受けた者は、当該印影の印刷の内容を変更する必要があるとき又

は当該印影の印刷を行わなくなるときは、公印印影印刷変更(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を総務企画課長に提出し、その承認を受けなければならない。

8 総務企画課長は、前項の承認をしたときは、当該承認に係る第1項後段の登録を変更し、又は抹消するものとする。

第9条及び第10条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

別表第1中 「

総務課長

」を「

総務企画課長

」に、

「

8	削除		
---	----	--	--

」を

「

8	山形県企業局南部地区発電建設事務所長印	方 21	南部地区発電建設事務所長
---	---------------------	------	--------------

」に改める。

別表第2中 「

8	削除
---	----

」を「

8	山形県企業局南部地区発電建設事務所長印
---	---------------------

」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

様式第3号

第 年 月 日

総務企画課長 殿

職 氏 名 印

公印印影印刷承認申請書

下記のとおり公印の印影を印刷したいので、山形県企業局公印規程第8条第1項の規定により申請します。

記

1	公印の種類	1 庁印	2 職印
2	公印の名称		
3	印影の寸法		
4	管理者の職		
5	印刷物の種類		
6	印刷物の用途		
7	印影の印刷を必要とする理由		
8	印影の印刷の種類	1 公印の印影の印刷	2 電子計算機に記録した公印の印影の印刷

9	印影の印刷の反復継続性	1 今回のみ印刷するもの 2 反復継続して印刷するもの
10	印刷物の枚数	

- 備考 1 1、8及び9の各欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
2 印影の印刷をする様式等の見本を1部添付すること。
3 10の欄は、反復継続して印刷をするもの場合には、年度あたりの印刷予定枚数を記入すること。

様式第4号

第 号
年 月 日

総務企画課長 殿

職 氏 名 印

公印印影印刷変更(廃止)承認申請書

公印の印影の印刷の登録を受けたものについて、次のとおり変更(廃止)したいので、山形県企業局公印規程第8条第7項の規定により申請します。

記

1	登録の日及び登録番号	
2	印影の印刷の種類	1 公印の印影の印刷 2 電子計算機に記録した公印の印影の印刷
3	変更(廃止)の理由	
4	変更の内容	

- 備考 1 2の欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
2 様式、印影等の変更の場合は、その見本を1部添付すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。